

【公印・契印（省略）】

府益担第981号
令和5年10月27日

公益財団法人合気会
代表者 植芝 守央 殿

内閣総理大臣
岸田 文雄

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

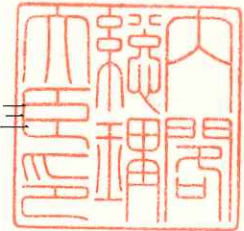
令和5年11月12日 から 令和10年11月11日 まで



府益担第1177号
平成30年11月12日

公益財団法人合気会
代表者 植芝 守央 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

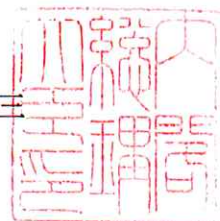
平成30年11月12日 から 平成35年11月11日 まで



府益担第6771号
平成25年11月14日

公益財団法人合気会
代表者 植芝 守央 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成25年11月14日 から 平成30年11月13日 まで